

事 務 連 絡
平成25年5月24日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

「生活保護基準等の改正に伴う対応について」に係る
情報提供について

介護保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

生活扶助基準の見直しに伴う他制度に生じる影響への対応については、先般、「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」に係る情報提供について」（平成25年5月17日付け事務連絡）を周知したところですが、5月20日の生活保護関係全国係長会議において、別添のとおり、生活保護基準等の改正に伴う対応について周知されましたので、情報提供いたします。

つきましては、境界層措置の適用等においては、生活保護担当課と連携した上で、その取り扱いにあたっては手続きに遺漏なきよう、管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）への周知に御配慮をお願いいたします。

生活保護関係全国係長会議資料(平成25年5月20日、厚生労働省社会・援護局保護課)より抜粋

2 生活保護基準等の改正に伴う対応について

(2) 保護の決定及び実施における取扱いについて

ア 保護の要否の判定における留意点について

従前より、保護の停廃止の際の要否判定においては、実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要及び以後特別な事由が生じない限り保護を必要としない生活が維持できるか否かを判断することとしていることから、廃止後に生じうる各種税・保険料、医療費の一部負担なども考慮した上で判定することとしている。

このため、国民健康保険や後期高齢者医療制度に限らず、介護保険、自立支援医療等をも含む、保険料・自己負担金等（軽減後）を負担してもなお、今後の生活を維持できるか十分配慮した上で、生活保護の停廃止を行うことを改めて留意願いたい。

なお、今回の生活扶助基準の見直しに伴い保護を脱却することとなるのは、収入が生活扶助のみならず諸扶助も含めた最低生活費を上回る場合であり、そうした者は仮にいても極めて少数と見込んでいる。